

入札及び契約等の心得（電子入札案件用）

（総 則）

第1条 市の建設工事に係る制限付き一般競争入札及び指名競争入札並びに測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札を行うもののうち、電子入札システム（市が行う入札に関する事務を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札及び契約等は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、坂出市契約規則、坂出市制限付き一般競争入札に関する規則、坂出市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、坂出市建設工事指名競争入札における参加基準等に関する規則その他の法令、坂出市電子入札運用基準及び指示事項等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

2 入札は、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行うものとする。

（入札の参加）

第2条 制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、制限付き一般競争入札においては制限付き一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 建設工事に係る制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）を配置することができない者は、入札に参加できない。

3 入札参加資格者は、仕様書、図面、現場、契約の条件等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

4 仕様書、図面等については、市に対して質問をすることができるものとし、質問及びこれに対する回答に係る手続に関しては、公告（指名競争入札にあっては、案件ごとの入札情報等）において定める。

（入札の辞退）

第3条 入札参加資格者は、電子入札システムによる入札書を提出するまでは、電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退（前条第2項の場合を含む。）することができる。

2 入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加資格者からの連絡がない場合は、当該入札参加資格者が入札を辞退したものとみなす。

3 前2項の規定により、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加資格者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 システム障害等により、入札を行うことができない場合においては、市長の指示に従わなければならない。

(入札金額の記載要領)

第6条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、次の各号に掲げる要領で金額を記載しなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額で入力すること。

(2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。

2 工事費内訳書の提出を求めている入札においては、入札者は、工事費内訳書を電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提出しなければならない。

(無効入札)

第7条 工事費内訳書の提出を求めている入札において、工事費内訳書の内容に不備（提出者名及び工事名の記入漏れ・誤記、入札金額と工事費内訳書の総額の著しい相違等）がある入札は、無効とする。

(失格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果、最低制限価格に満たない金額で入札をした者

(3) 工事費内訳書の提出を求めている入札において、工事費内訳書の提出がないと認められた者

(再度入札)

第9条 初回の入札に付して落札者がいない場合は、再度の入札を行う。再度の入札を行う場合、原則として、初回の開札の日と同日に開札を行う。この場合において、初回の入札に参加しなかった者、又は無効入札となった者及び前条の各号の規定に該当する入札をした者は、再度の入札には参加することができない。

2 入札回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合わせて原則2回とする。

(落札決定後の契約辞退)

第10条 落札者は、落札決定後、原則として契約の辞退を申し出ることができな

い。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、坂出市建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止の措置の対象となることがある。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力が失われることがある。

(意義の申立)

第12条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、現場、契約の条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。